新聞 都教組

全教職員配布
職場討議資料

都労連2025秋季年末闘争　義務特手当・担任手当ともに当初提案を押し返す

義務特手当現行どおり1.5%支給

介護休暇を1年に拡大・会計年度任用職員の病気休暇導入

○給与改定…給料表を引上げ（初任層・若年層に重点を置き、全職員例月給引上げ）　*-勧告どおり-*
　一時金 0.05 月（再任用も同月数）引上げ　期末・勤勉手当で実施　*-勧告どおり-*
○担任手当…対象校種は全校種（特別支援学級を含む）　副担任、複数担任にも支給
○初任給決定における加算限度を撤廃
○島しょ地域の特地・へき地手当と地域手当の併給調整廃止
　ただし特地・へき地手当 3%減額（5 級地を除く）、隔遠地加算廃止

年末一時金 2.475月分を支給（再任用1.325月分、会計年度任用 常勤と同月数）

2025 秋季年末闘争のおもな到達点

◆例月給、一時金
・例月給（給料表）全級全号給引上げ
・一時金 0.05 月分引上げ（年間 4.90 月）
　再任用職員 0.05 月分引上げ（年間 2.60 月）
　　＊引上げ分は期末・勤勉手当に均等配分
　　＊2025 年度 4 月1日に遡及して実施

◆教職調整額の支給割合見直し
・1%ずつ引き上げ 2031 年度10%に
　　＊2026 年 1 月 1 日実施

◆担任手当加算
・対象校種　全校種（特別支援学級含む）
・支給対象　学級担任（実学級数を超えて設置している学級担任を含む）
・加算額
①主担任の業務：月額 3,000 円
②副担任の業務：月額 1,000 円
③複数のもので学級を担任する業務：月額 2,000 円
　　＊2026 年 1 月 1 日実施

◆義務教育等教員特別手当
・現行通り　1.5%支給（削減なし）

◆会計年度任用職員の病気休暇の導入
・病気休暇を導入（傷病欠勤は廃止）
・勤務日数に応じて最大10日有給
　　＊2026 年 4 月 1 日実施

◆臨時的任用職員制度の拡大
・育児休暇に加え介護休暇及び短期介護休暇でも臨時的任用職員の任用が可能に。
　　＊2026 年 4 月 1 日実施

◆特地・へき地手当と地域手当の併給調整廃止

◆住居手当の見直し
・職員支給額を 30,000 円に引き上げ（27 歳まで）

◆勤勉手当の成績率に係る加算措置の導入
・育児や介護により不在となる職員の業務を代行した職員に勤勉手当の 0.02 月を加算（5名まで）

◆生理休暇の見直し
・名称を「健康管理休暇」に変更／時間単位可

◆介護休暇の承認期間拡充　6 月→1年に

◆介護時間の取得　3 年→上限なし
　　＊2026 年 4 月 1 日実施

◆育休、育児短時間勤務
・期末手当の5割除算なし　2026 年 6 月支給期から
＊上記 5 つは会計年度任用職員にも適用

2025 秋季年末闘争において、都教組は都労連に結集し、不当勧告の押しつけを許さず、「すべての職員の大幅賃上げ、福祉関連要求の前進、職場環境の改善」などを求め、要請、早朝宣伝、総決起集会に結集し、あくまでも労使による自主決着をめざし、たたかいをすすめてきました。

今回の大きな柱の一つは、改定された給特法等の都段階における具体化でした。給与について、①教職調整額の支給割合の見直し②義務特手当の削減③担任手当加算の導入をめぐり、交渉を重ねてきました。当初、都教委は、国の基準は従うべきものとして、国の改定通りの内容で提案をしました。都教組としては、あくまで残業代を支給すべきであることを前提としつつ、教職調整額を段階的ではなく一気に10%に引き上げること、義務特手当を削減しないこと、担任手当加算を実施しない、または全員に等分することを求めてきました。特に担任手当支給については、特別支援教室・学校の担任は支給対象外、また副担任や専科、栄養教諭、養護教諭等も支給対象外であったことから、差別的であり教職員の分断を招くものであると訴えてきました。交渉を重ねた結果、最終提案で、義務特手当の削減をしないこと、担任手当の支給対象を全校種（特別支援学級を含む）とすること、主担任業務に三千円、複数で学級を担任する業務に二千円、副担任の業務に千円加算することを示しました。教職調整額は給与月額の4%から段階的に1%ずつ引き上げられ、2031年度に10%となります。全体として当初提案を大きく押し返すことができましたが、完全な形での要求実現とはなりませんでした。

福祉関連では、介護休暇6月を1年に拡大し、会計年度任用職員に病気休暇が一定限度内で導入されました。島しょの特地・へき地手当と地域手当の併給調整に関しては、当初の提案を押し返し、廃止することで決着しました。

その後の交渉においても、都側が自らの提案に固執し、都労連要求には実質ゼロ回答の姿勢を続けたため、交渉は事実上の膠着状態となりました。11日、都労連は事態を打開すべく、単組委員長による総務局長要請を行い、都側の態度を厳しく追及するとともに、労使協議を尽くし自主決着することを重ねて都側に迫りました。そして第4波総決起集会を職場からの総結集で成功させ、その後、12日未明の団体交渉で都側の最終回答を受けました。

最終回答は、都労連要求に対し、十分に応えてはいませんが、給特法関連・島しょ要求・福祉関連要求など一定の前進が見られ、これ以上の回答を引き出すことは難しいとし、都労連は妥結を判断。統一行動の中止を決定しました。都労連の判断を受け、都教組執行委員会は妥結の確認をしました。

なお、給料表改定に伴う給料調整額・会計年度任用職員の報酬改定については、今後都教委との協議になります。

都教組は、引き続き、子どもと教育、平和を守り、教職員が安心して教育に打ち込める賃金・労働条件の改善に向け、残された課題解決と要求実現のため、全力で奮闘する決意です。

都労連第4波総決起集会で要求実現を訴える
都教組組合員（11 月 11 日）

本日の統一行動中止

勤務時間外職場会を開催し、情報を共有しましょう

この号外は、都教組ホームページ「組合員専用サイト」で見ることができます

ぜひ、あなたも都教組へ　一緒に働く環境を変えていきませんか？

教職員の労働条件改善は、子どもたちの教育条件に直結する重要な課題です。教職員の願いを要求にして、その実現にとりくむ東京都教職員組合。あなたの加入が運動の大きな力に

都教組ホームページからも加入のお申し込みができます